

公益財団法人 犯罪被害救援基金 第1回調査研究助成募集要項

1. 助成の目的

2021年3月、政府は「第4次犯罪被害者等基本計画」を策定し、向こう5年間の取り組み施策を明示しました。この中で、犯罪被害者等から中長期的な支援の充実をはじめ多岐にわたる意見・要望が寄せられていること、支援の手が十分に行き届いていない犯罪被害者等の声なき声に耳を傾ける必要があること、犯罪被害者等の個々の事情に一層配慮した支援が必要であることなど、支援の問題点と課題が指摘されています。

こうした指摘を踏まえて、支援が不十分な犯罪被害の実状と支援の在り方等について、関係領域の研究者や実務家による多角的見地からの調査研究と提案が期待されております。

本助成事業は、国及び地方公共団体が推進する調査研究に寄与できる事業展開に留意するとともに、調査研究の成果物は、関係省庁をはじめ地方自治体や民間支援団体等に提供するほか、広く国民にも公表して、犯罪被害者等支援の向上及び社会連帯共助精神の涵養に寄与することを目的とします。

2. 助成対象となる調査研究

(1) 自由テーマ

上記の「基本計画」の中で指摘されている我が国の犯罪被害者等支援の問題点と課題を踏まえ、支援の実情と手当てすべき課題を明らかにし、犯罪被害者・遺族や支援関係者の意見・要望を踏まえた支援の在り方について検討に資する調査研究

(2) 指定テーマ

犯罪被害者等を対象としたオンラインカウンセリングの有効性・実用性、実施上の問題点と留意事項等について、医師や公認心理師等を対象として調査するなどし、オンラインカウンセリングの今後の在り方について検討に資する調査研究

※ (1)、(2) のいずれかのテーマで応募してください。

3. 応募資格・条件

(1) 日本国内に拠点をもち、次のいずれかの組織、団体に所属して、犯罪被害者等支援に関連する分野の学術的調査・研究又は犯罪被害者等支援に携わっている個人、グループとします。

- ① 大学・教育機関 ② 研究機関 ③ 医療機関 ④ 社会福祉法人
- ⑤ 公益社団・財団法人、一般社団・財団法人 ⑥ 特定非営利活動法人（NPO 法人）
- ⑦ 前記①から⑥の協働グループ

(2) 申請者は調査研究代表者とし、申請者が所属する組織、団体の上長（契約権限を有する方、例えば、学長、学部長、研究所長、理事長等）の承認を得ていることを条件とします。協働グループの申請者は、①から⑥の組織、団体に所属する職員とします。

4. 助成対象となる調査研究の期間

- (1) 調査研究期間は、2023年4月の助成金振込日から2024年9月末日までとします。
- (2) 調査研究期間の延長が必要となった場合は、期間延長を必要とする理由及び調査研究延長計画書等を提出してください。延長期間は、最長2026年3月末日までとします。

5. 助成金額

- (1) 1件につき、200万円を上限とします。助成金額は、審査委員会による調査研究助成申請書等提出資料の審査を経て、理事長が決定します。
- (2) 調査研究期間の延長に伴う助成金追加交付金額は、上記(1)と同様の審査を経て、理事長が決定します。
- (3) 助成対象費用は、別表「第1回調査研究助成対象費用一覧表」を参照願います。

《助成事業の基本的な流れ》

募集期間	2022年9月1日～10月末日
審査	2022年11月下旬～2023年1月末日
内定通知と諾否確認	2023年2月中旬
助成決定通知・不採用通知	2023年3月上旬
契約書締結	2023年3月中旬
助成金交付	2023年4月初め
調査研究報告書の提出期限	2024年9月末日
調査研究報告書説明会の開催	2024年10月～11月

6. 応募手続き

- (1) 応募期間は、2022年9月1日（木）から10月31日（月）午後4時30分（送信時間）までとします。
- (2) 応募方法は、当基金のホームページ (<http://kyuenkikin.or.jp/>) 掲載の下記①～④の申請書類を作成し、PDF形式で chosakenkyu@kyuenkikin.or.jp 宛てに提出してください。

- ① 第1回調査研究助成申請書（様式1-1～様式1-3）
- ② 調査研究従事者確認書（様式2）
- ③ 支出計画確認書（様式3）
- ④ 所属機関長の承認書（様式4）

なお、Word形式の申請書類様式を必要とされる方は、お申し出ください。メールに添付してお送りします。

7. 選考方法と選考結果の通知

- (1) 応募案件については、審査委員会において申請書類等を精査し、調査研究テーマの社会的要請度、調査研究内容の有効性、調査研究計画の手法・体制等計画の具体性・妥当性及び調査研究充当経費の妥当性などを総合評価して、助成対象を選考し、助成額を査定します。

【審査委員】（委員長以下調査研究助成規程第10条に定める委員会の委員構成順）

- 委員長 太田 達也（慶應義塾大学法学部教授）
- 委員 川出 敏裕（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
- 委員 伊藤 富士江（上智大学総合人間科学部客員研究員、元教授）
- 委員 遠藤 顕史（警察庁長官官房教養厚生課長）
- 委員 黒澤 正和（犯罪被害救援基金専務理事）

- (2) 理事長は、助成対象、助成額を決定し、申請者に通知して諾否確認を行い、応諾があった場合には、助成金交付決定通知書及び助成金交付承諾書用紙等を郵送します。

助成対象に選考されなかった申請者には、その旨個別にご連絡します。

なお、採否の理由等の照会には回答いたしかねますのでご了承ください。

- (3) 調査研究期間の延長申請がなされた場合には、審査委員会による審査を経て、理事長が延長及び助成金追加交付の可否を決定・通知します。

8. 助成金の交付

- (1) 申請者は、助成金交付決定通知を受けてから10日以内に、助成金交付承諾書（以下「承諾書」という。）を提出してください。
- (2) 助成金は、当基金と申請者との間で契約書を締結した後、申請者本人名義の日本国内の銀行口座に振り込みます。助成金は、申請者個人に交付するもので、所属機関名義の銀行口座への振り込みは行いませんので、ご了承ください。
- (3) 助成金追加交付についても、上記（1）（2）に準じた手続きで行います。

9. 助成金の管理・運用等

- (1) 助成金は、助成金会計事務取扱責任者（以下「会計責任者」という。）を選定して、適正な管理・運用に努めてください。
- (2) 会計責任者は、助成金の交付を受けたときは速やかに受領書を、また調査研究期間が終了したときは遅滞なく助成金の使途明細が確認できる書類（会計報告書、支出明細書、領収書等）を提出してください。
- (3) 会計責任者は、他の経理と区分した会計帳簿を備えて収支を記載するとともに、証憑書類を整理・保存して、助成金の使途を明らかにしてください。
- (4) 調査研究支出総額が助成金額に満たなかった場合は、残余助成金を返還してください。
- (5) 助成金追加交付についても、上記（1）～（4）に準じて管理・運用等してください。

10. 調査研究報告書等の提出と報告会への出席

- (1) 申請者は、調査研究報告書の提出期限までに調査研究報告書（サマリーを含む）を提出してください。
- (2) 調査研究報告書提出後、調査研究報告会（以下「報告会」という。）を開催し、出席した審査委員会委員及び当基金の評議員・役員等が調査研究報告の内容について質疑を行いますので、しかるべき調査研究従事者にはこの報告会への出席をお願いします。
- (3) 報告会の席上、犯罪被害者等の人権等を害するおそれがあるなどの理由で、調査研究報告書の内容の一部削除、修正又は追記を行うことについて報告者と出席者が合意した場合は、調査研究報告書の改訂版を提出していただくことになります。

11. 調査研究報告書の公表等

- (1) 報告会を経た調査研究報告書及びそのサマリーは、当基金のホームページで公開するとともに、犯罪被害者等支援を行っている全国の関係機関、団体等に提供します。
- (2) 調査研究従事者には、助成により得られた研究成果を積極的に発表していただくようお願いします。調査研究の成果を発表する際は、当基金から助成を受けた旨を明記してください。なお、別刷り等を作成した際は、1部を当基金にお送りください。

12. 助成の取り消し等

以下に該当する場合は、助成を取り消し、助成金の返金を求めます。

- (1) 申請内容に虚偽があることが判明した場合
- (2) 助成金が助成を決定した調査研究以外の用途に使用された場合
- (3) 調査研究に不正行為（データのねつ造・改ざん、盗用など）があったと認められた場合
- (4) 長期間にわたり連絡がとれず、調査研究状況が確認できない場合
- (5) 正当な理由なく調査研究報告書（サマリーを含む）を提出しなかった場合

- (6) 調査研究期間終了後、助成金の使途明細を確認できる書類を提出しなかった場合
- (7) 調査研究の過程で犯罪被害者等の人権を不当に侵害したと認められた場合
- (8) 調査研究従事者の中に、反社会的勢力に関係する者がいたことが判明した場合

13. その他

(1) 個人情報の取扱い

ア 申請書類から得られた申請者・共同調査研究者の個人情報は、提出書類に記載された内容に限り、審査委員に知らされます。

イ 上記以外の個人情報については、採否通知書のほか事務の取扱いのために使用します。

ウ 法令で認める場合を除き、前記ア、イ以外の目的で、本人の同意なく個人情報を使用することはありません。

(2) 当基金の奨学金給与対象奨学生とその家族及び支援金支給対象者とその家族について、インタビューやアンケート等を予定している場合は、必ず事前にご相談ください。

当基金は、本人の事前承諾がない限り、これらの者に関する個人情報を提供することはありません。

(3) インタビュー記録など犯罪被害者が特定あるいは推定されるおそれのあるデータは、インターネット非接続の専用 PC で取り扱い、調査研究において用済みとなったこれらデータは完全に消去するなど、犯罪被害者等の個人情報の取り扱い及び秘密保全には細心の注意を払ってください。

(4) 当助成の調査研究成果に基づく知的財産権に関し、当基金は権利を主張しません。

【お問い合わせ先】

公益財団法人 犯罪被害救援基金事務局

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2 - 3 - 6 平河町共済ビル内

Tel : 03-5226-1020

Fax : 03-5226-1023

E-mail : chosakenkyu@kyuenkikin.or.jp

HP : <http://kyuenkikin.or.jp/>

別表

「第1回調査研究助成対象費用一覧表」

費 目	助成対象となる費用	留 意 事 項
物 品 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究専用のPC、プリンター ・ 専用ICレコーダー ・ 専用ハードディスクなどの記録媒体 ・ 調査研究に必要なソフトウェア ・ 事務用品 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専用PC、プリンターの購入費用は合計で20万円を限度とする。タブレット端末を含む。 ・ バージョンアップ、機器保守に要する費用は対象外。 ・ ソフトウェアの期間使用料を含む。
資料・複写費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究のための文献書誌代 ・ 資料コピー代 ・ 有料データベース使用料 ・ 調査票の印刷代 ・ 調査研究報告書、附属資料印刷代 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子コンテンツを含む。 ・ コピープリペイドカード代を含む。 ・ 調査研究成果広報用のパンフレット等作成費を含む。
旅 費 交 通 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通機関の運賃（座席指定料金、特急・急行料金を含む） ・ 航空運賃（エコノミー料金） ・ タクシー代 ・ レンタカー代（燃料代を含む） ・ 有料道路代 ・ 駐車場代 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象：登録調査研究者、同協力者 ・ グリーン料金、特別割増料金は対象外 ・ タクシー代、レンタカー代は公共交通機関がないなど移動困難な場合に限る。（支出明細書に利用の理由、利用区間を明記すること。） ・ 調査研究目的での利用に限る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内宿泊費（1名1泊上限9,000円） ・ 海外宿泊費（1名1泊上限12,000円） ・ 往復運賃+宿泊費のパック旅行費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払対象：登録調査研究者、同協力者 ・ 素泊まり又は朝食パック料金のみ助成対象。旅行保険代は助成対象外
謝 金 ・ 労 務 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ インタビューイ ・ ヒアリング対象者 ・ アンケート調査協力者 ・ 翻訳・通訳料 ・ 支払対象者の交通費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象：調査研究に不可欠な知識、情報、助言、技術の提供者及び協力者
	<ul style="list-style-type: none"> ・ データ入力 ・ 音声の文字起こし ・ データ集計 ・ 資料整理 ・ 支払対象者の交通費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象：調査研究に不可欠な労務の提供者（アルバイト等の作業補助者）
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信・運搬費 ・ 調査研究のための会場費 ・ 上記の費用に該当しないが、調査研究遂行上、必要不可欠な費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究に使用したと証明できる切手代、電話代、宅配料金 ・ 目的と用途に照らして助成対象とするか判断するため。事前に相談願いたい。

【助成対象外の費目】

- 職員の給与、退職金、賞与その他の各種手当等の人件費
- 助成対象となった調査研究を開始する以前に発生した経費
- 出張した際、宿泊費 1泊 9,000 円を超えて支払われた場合の差額
- 机、椅子、冷蔵庫、本調査研究専用外の PC、外付け記録媒体、プリンター等、調査研究終了後も長期に反復使用が可能な備品類を購入するための経費
- 助成対象の調査研究以外の学会等に出席のための旅費、参加費
- 調査先に持参する手土産で 2,000 円を超えて支払われた場合の差額
- 調査研究中に発生する事故・災害のための保険料
- 調査研究中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 事務管理費等の間接経費
- その他調査研究の実施に関係のない経費